

○沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例

沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例

平成19年7月20日
条例第39号

改正 平成26年10月26日条例第53号

沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例をここに公布する。

沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 食品の安全安心の確保に関する基本的施策（第7条—第16条）

第3章 食品の安全安心の確保に関する措置（第17条—第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食品の安全性及び食品に対する安心感（以下「食品の安全安心」という。）の確保に関し、基本理念を定め、県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、基本的施策その他必要な事項を定めることにより、食品の安全安心の確保に関する施策を総合的に推進し、もって県民が健康で安心できる生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）食品 全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）をいう。
- （2）食品等 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全安心に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）若しくは添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。）又は器具（同条第4項に規定する器具をいう。）若しくは容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）をいう。
- （3）食品関連事業者 食品等の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。

一部改正〔平成26年条例第53号〕

（基本理念）

第3条 食品の安全安心の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

- 2 農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の食品供給の行程（以下「食品供給行程」という。）におけるあらゆる要素が食品の安全安心に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、食品の安全安心の確保は、このために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。
- 3 食品の安全安心の確保は、このために必要な措置が食品の安全安心の確保に関する県民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて講じられることによって、食品を摂取することによる県民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 4 食品の安全安心の確保は、このために必要な措置が県民の必要とする食品の安全安心に関する情報を県民に対し十分に提供するように講じられることによって、県民の食品に対する安心感が確保されるようにすることを旨として、行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品の安全安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(食品関連事業者の責務)

第5条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品の安全安心の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全安心を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。

2 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品等の安全安心の確保に関する正確な情報の提供に努めなければならない。

3 食品関連事業者は、前項に規定する情報の提供に資するため、その事業活動に係る必要な情報の記録及び保存に努めなければならない。

4 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、県が実施する食品の安全安心の確保に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の役割)

第6条 県民は、食品の安全安心の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全安心の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 食品の安全安心の確保に関する基本的施策

(推進計画の策定及び公表)

第7条 知事は、食品の安全安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、食品の安全安心の確保に関する推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食品の安全安心の確保に関する基本的な事項

(2) 食品の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画を定めるに当たっては、広く県民、食品関連事業者、学識経験者等の意見を聴取し、その意見が反映されるよう十分配慮するものとする。

4 知事は、推進計画を定めるに当たっては、推進計画に定める施策が環境に及ぼす影響に十分配慮するものとする。

5 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前3項の規定は、推進計画の変更について準用する。

7 知事は、毎年度、推進計画に基づいて実施した施策の実施状況を公表するものとする。

(体制の整備等)

第8条 県は、食品の安全安心の確保に関する施策を総合的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 県は、食品の安全安心に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関する体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

3 県は、緊急の事態における対処について、あらかじめその具体的な手順を定めなければならない。

(市町村との連携等)

第9条 県は、食品の安全安心の確保に関する施策を地域の実情に応じて効果的に実施するため、市町村との密接な連携を図るものとする。

2 県は、食品の安全安心の確保を図るため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に對し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(県民等の意見の反映)

第10条 知事は、推進計画に基づき実施している食品の安全安心の確保に関する施策又は実施した食品の安全安心の確保に関する施策の実施方法又は実施結果について広く県民の意見を求め、及び当該施策の実施方法その他必要な事項に関し県民、食品関連事業者、学識経験者その他関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るための措置を講じなければならない。

(調査研究の推進)

第11条 県は、食品の安全安心の確保に関する施策を、科学的かつ合理的に実施するための調査研究を推進するものとする。

(情報の収集及び活用)

第12条 県は、食品の安全安心の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、食品の安全安心の確保に関する情報の収集、整理及び活用に努めるものとする。

2 県は、前項の規定に基づき収集した情報及びその他の食品の安全安心に関する情報について、必要に応じ県民及び食品関連事業者並びに国及び他の地方公共団体に提供するものとする。

(食品供給行程における指導等)

第13条 県は、食品の安全安心の確保のために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられるようにするため、国の機関その他関係団体との密接な連携の下に、食品関連事業者に対し指導その他必要な措置を講ずるものとする。

(表示制度の適切な運用の確保)

第14条 県は、食品の表示の制度が食品の安全安心の確保に重要な役割を果たしていることを踏まえ、当該制度が適切に運用され、県民の食品の安全安心を確保することができるよう効果的な指導その他必要な措置を講ずるものとする。

(自主管理体制整備に関する指導及び助言)

第15条 県は、食品関連事業者が食品の安全安心の確保のために必要となる自主管理体制を整備する取組に関し指導し、及び助言するものとする。

(食品の安全安心の確保に関する教育、学習等)

第16条 県は、食品の安全安心の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全安心の確保に関する広報活動の充実により県民が食品の安全安心の確保に関する知識と理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

第3章 食品の安全安心の確保に関する措置

(回収等の報告等)

第17条 食品関連事業者は、販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。）をした食品等について回収し、又は廃棄させる処置を執らなければ県民の食品の安全安心の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合として規則で定める場合に該当するときは、規則で定めるところにより、直ちに、その旨を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があったときは、当該報告をした食品関連事業者に対し、食品の安全安心の確保のために必要と認める助言、指導その他支援を行うことができる。

3 知事は、第1項の規定による報告があった場合又は前項の規定により助言、指導その他支援を行った場合で、県民に対し周知する必要があるときは、当該報告の概要及び助言、指導その他支援の内容を公表するものとする。

(食品の安全安心の確保に関する調査)

第18条 県民は、食品の安全安心に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある食品があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該食品に係る食品供給行程において食品の安全安心の確保に関し知事に必要な調査の実施を求めることができる。

2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、当該求めに相当な理由があると認めるときは、前項の食品供給行程に係る食品関連事業者の同意を得て、当該食品供給行程における食品の安全安心の確保に関する調査を実施するものとする。

3 知事は、前項の調査を実施する上で、この条例の施行上必要な限度において、食品等の全部又は一部を無償で県に提供するように求めることができる。

4 知事は、第2項の調査の結果により、食品の安全安心の確保のために必要があると認めるときは、同項の食品関連事業者以外の者の同意を得て、食品の安全安心の確保に関する調査を実施するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

(調査の内容及び結果の公表)

第19条 知事は、前条第2項の調査（同条第4項の調査を実施した場合にあっては、当該調査を含む。）を実施したときは、その内容及び結果を速やかに公表するものとする。

第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条及び次項の規定は、平成20年4月1日から施行する。

(回収等の報告に関する経過措置)

2 第17条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日前に販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。）をした食品等については、適用しない。

附 則（平成26年条例第53号）

この条例は、平成26年11月25日から施行する。